

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

1 生徒との連絡について

原則として、次のように対応いたしますが、生徒の安全・人命等に影響が心配されるような緊急事態で、早急に生徒の居場所等を特定する必要があるときは、あらゆる方法を駆使して連絡することについて、あらかじめ御了解ください。

(1) 生徒個人との連絡について

ア 教職員から生徒個人に連絡する場合、生徒宅の固定電話または保護者の携帯電話に連絡し、生徒個人の携帯電話等には連絡しません。

イ 生徒から教職員に連絡する場合は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡してください。ただし、18時以降の連絡は、留守番電話での対応となりますので、翌日以降にお願いします。

(2) 生徒集団（部活動等）への連絡について

教職員から部活動等の生徒集団全員に連絡する必要がある場合、SNS等を使って連絡することがあります。ただし、個人的な指導はいたしません。

(3) ICT教育(Gsuite for Educationのサービス)での回答・連絡について

ア 原則として、Gmail等での生徒との1対1のやりとりは行いません。

イ やむを得ず1対1のやりとりをする必要がある場合は、必ず他の教職員も関わる状況で行います。例えば、Gmailの場合、Ccに他の教職員を必ず指定します。classroomの管理者には、複数の教職員を配置します。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

ア 生徒との面談や相談等は、原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施します。教職員個人の携帯電話と生徒個人の携帯電話を使って相談をすることはありません。

イ 面談や相談を行う場合、教職員個人ではなく組織的に対応することにより、個人情報の保護に配慮しつつ、教職員間で情報を共有し透明性を高めます。特に、突発的な個人面談や相談であっても同様に対応いたします。

ウ やむを得ず、1対1で実施する場合は、部屋の窓や扉を開けるなど密室とならない環境を調べた上で行います。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、教職員の自家用車には生徒を乗車させません。ただし、緊急等の場合を除きます。